

神山町農業委員会

議 事 録

令和元年5月31日開催

神山町農業委員会議事録

令和元年5月31日神山町農業委員会を
神山町役場すだち（201）において開催

・出席農業委員は次のとおり（13人）

1番 相原 利章	2番 佐々木 善兼	3番 井上 善司
4番 森 三千子	5番 武市 佐市	6番 田中 一重
7番 河野 宏吉	8番 森 昌槻	9番 森本 孝夫
10番 中西 隆子	11番 加藤 宏行	12番 竹本 公三
13番 田中 久博		

・出席農地利用最適化推進委員は次のとおり（6人）

広野地区 一宮 美行	阿川地区 瀬戸 日出夫
鬼籠野地区 河野 一弥	神領地区 新宅 由行
下分、左右内、上分地区 栗飯原充志	
下分、左右内、上分地区 上田 一夫	

・本会議に出席した職員は次のとおり

事務局長 相原 英夫 主査 阿部 公成 主任業務員 畠中 宏

1. 開会

局長「定刻が参りましたので、農業委員会を開会していただきたいと思います。本日は、農業委員の皆様は、全員の方に出席をいただいておりますことをご報告いたします。農地利用最適化推進委員の皆様も全員出席いただいております。

それでは、田中会長に挨拶をお願いいたします。」

（田中会長挨拶）

局長「ありがとうございました。続きまして、後藤町長に挨拶をお願いいたします。」

（後藤町長挨拶）

局長「ありがとうございました。後藤町長は公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。」

(町長退席)

局長「ありがとうございました。ここからは神山町農業委員会会議規則第5条により、田中会長に議長を務めて頂き、以降の議事進行をお願いいたします。」

2. 開会宣言

会長「それではただいまから、神山町農業委員会を開会いたします。」

(午後1時42分)

3. 議事日程報告

議長「それでは本日の議事日程を報告いたします。本日の会議の議事日程はお配りしてある議事日程表のとおりでございます。」

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第4 議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について

議長「それでは只今より議事に入らせていただきます。」

4. 議事録署名者指名

議長「日程第1 議事録署名委員の指名について、神山町農業委員会会議規則第18条により議事録署名者を指名いたします。12番竹本委員さん、1番相原委員さんをお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の阿部主査を指名いたします。」

5. 議案第9号について

議長「日程第2 議案第9号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に議案の朗読をお願いいたします。」

局長「議案書の3ページをお願いします。」

(議案朗読)

議長「それでは、事務局より受付番号3番と4番について譲受人が同じでありますので一括して説明をお願いいたします。」

局長「それでは、説明をいたします。受付番号3番と4番の譲受人の●●●●さんが畑を購入する案件です。

まず、受付番号3番について説明をいたします。

4ページから7ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、8ページに位置図、9ページに公図を添付しております。申請地は●●●●で集会所の南西側に位置しています。10ページは現況写真を添付しております。申請地は畑として管理されています。

次に受付番号4番について説明をいたします。

16ページに申請地の謄本を添付しております。譲渡人の●●●●さんの現住所が謄本の住所と異なるため、26ページに住所変更が確認できる戸籍の附票を添付しています。

申請地の場所についてですが、17ページに位置図、18ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●●●●で集会所の南西側位置しており、既に譲渡人●●●●さんから購入済みの譲受人●●●●さん宅に隣接しています。

19ページ20ページは現況写真を添付しております。申請地は畑として管理されています。

次に土地利用計画書以降は同じ説明になりますので、受付番号4番で説明をさせていただきます。21ページをご覧ください。譲受人●●●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。世帯員は●名で、●名が農作業に常時従事する予定です。経営面積は、現在農地の所有はありません。営農計画概要等についてですが、取得した農地では野菜を栽培する予定です。以下の項目については記載のとおりでございます。

22ページをご覧ください。●●●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第3条第2項関係の中の全部効率利用要件についてですが、所有農地、借入農地はありません。

23ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は野菜を今回取得する●件●筆の●、●●●●㎡で栽培する予定です。農機

具の所有状況は、耕耘機●台です。譲受人の農作業歴は●年、世帯員で農作業に従事する者は●名で農作業歴は●年です。住所地から申請地までの通作距離は約●kmと●.●kmです。次に23ページの下段に記載のある地域との調和要件についてですが、記載のとおりで、地域の農地等の農業上の利用に支障をきたすことはないと考えられます。

24ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は本人●●●日、父●●●日、母●●●日の合計●●●日であり、世帯等で耕作に必要な日数●●●日を満たしておりますので問題ありません。続いて、24ページ中段の下限面積要件についてですが、今回本件で取得する●件の●筆で●,●●●㎡で神山町の下限面積1,000㎡を満たしています。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。25ページには譲受人の●●さんの住民票を添付しております。

受付番号3番と4番の説明は以上です。

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号3番の担当委員の7番河野さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

河野委員「先週22日に事務局の阿部さんと畠中さんと現地確認に行きました。現在も耕作されており、書類においても問題は無いかと思われまますのでよろしくお願ひします。」

議長「つづきまして、受付番号4番の担当委員の2番佐々木さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

佐々木委員「22日に事務局阿部さんと畠中さんとで申請地の確認に行きました。場所は●●●の町道へ300mほど入ったところです。●●さんが●●へ転出し空き家となった家といっしょに●●●●さんが畑を購入することになりました。特に問題無いかと思われまます。ご審議の方よろしくお願ひします。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第9号受付番号3番・4番について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第9号農地法第3条の規定による許可申請についての受付番号3番・4番は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第9号農地法第3条の規定による許可申請について受付番号3番・4番は原案のとおり決しました。」

6. 議案第10号について

議長「日程第3 議案第10号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。それでは、事務局に議案の朗読、説明をお願いいたします。」

局長「議案書27ページをお願いします。(議案内容を朗読)
議案書の28ページをお願いします。」

(内容について朗読)
説明は以上です。」

議長「議案第10号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第10号の番号については原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので議案第10号の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。」

7. 議案第11号について

議長「日程第4 議案第11号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についてを議題といたします。それでは、事務局長に議案の朗読、説明をお願いいたします。」

局長「議案書 30 ページをお願いします。
(内容について朗読)
次に議案書の 31 ページをお願いします。」

(議案朗読)

議長「ただいま議案第 11 号について事務局に説明いただきました。議案第 11 号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第 11 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業については、原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第 11 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。」

会長「以上をもちまして、本日の議題を全部終了いたしましたので閉会いたします。」

(閉会時刻 午後 2 時 3 分)

この議事録は、事務局長をして調整せしめたもので、会議の内容に相違なきことを証するため署名する。

神山町農業委員会

会 長

1 2 番委員

1 番委員